

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学職員就業規則（16 経教規則第3号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16 経教規則第3号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>（職員の定義及び適用範囲）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則、国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則に定める。</p> <p>3 第1項各号の一に該当し科学技術振興調整費による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業及び、「理系女性のエンパワーメントプログラム」事業に従事する職員就業規則を定める。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第5条～第63条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略（現行どおり）</p> <p>第4条 省略（現行どおり）</p> <p>2 前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則、国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則、国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則及び、<u>国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則に定める。</u></p> <p>3 第1項各号の一に該当し科学技術振興調整費による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業及び、「理系女性のエンパワーメントプログラム」事業に従事する職員就業規則を定める。</p> <p>4 <u>第1項各号の一に該当し文部科学省から委託された、受託事業契約による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則を定める。</u></p> <p>5 <u>第1項各号の一に該当し文部科学省の大学改革推進等補助金による、特定の教育改革推進事業に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則を定める。</u></p> <p>第5条～第63条 省略</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（19 経教規則第9号）

この規程は、平成19年11月5日から施行し、平成19年8月1日から適用する。